

# 福祉用具等貸出事業実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人日出町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有する物品の有効活用を図り、地域福祉の向上に資することを目的に行う福祉用具等の貸出事業について必要な事項を定めるものとする。

(貸出備品)

第2条 貸出を行う福祉用具等は、本会が所有する物品で次に掲げるものとする。

(1) 介護福祉用具

- ①車イス
- ②ベッド
- ③その他

(2) 福祉教育用具

- ①車イス
- ②プロジェクター
- ③スクリーン
- ④高齢者疑似体験用具
- ⑤その他

(3) 地域福祉用具

- ①イベント用具
- ②レクリエーション用具
- ③その他

(4) 育児用具

- ①チャイルドシート・ジュニアシート
- ②その他

(利用者)

第3条 利用者は、日出町に在住し、福祉用具等の利用が必要な事由が次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 介護福祉用具

一時的に介護福祉用具が必要と認められるものの内、以下のいずれかの条件を満たすもの。

- ①介護認定が要介護1以下もしくは介護認定を受けていないこと(要介護2以上のものは介護サービスの福祉用具貸与を利用)
- ②要介護2以上の認定を受けているものの内、介護サービス限度額を超えており福祉用具が必要に関わらず福祉用具貸与が利用出来ないもの
- ③要介護2以上の認定を受けているものの内、一時退院やサービス内容の見直しの検討中であるもの

※②③については担当するケアマネージャーからの聞取りを必須とする。

(2) 福祉教育用具

福祉教育を推進するために福祉教育用具が必要と認められるもの

(3) 地域福祉用具

地域福祉を向上させるために地域福祉用具が必要と認められる地域活動とし、企業や団体が福利厚生を目的とする活動を除く。

(4) 育児用具

小学校就学前までの乳幼児の保護者または養育者で、乳幼児の健全な成長を支援するために一時的に育児用具が必要と認められるもの

(5) その他、本会の会長（以下「会長」という。）が適当と認める者  
(貸出申請)

第4条 福祉用具（1）～（3）を借り受けようとするものは、申請書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。福祉用具（4）の借り受けにあっては、申請書（様式第1－2号）を会長に提出しなければならない。

(1) 申請は利用日の2ヶ月前より受け付けるものとする。

(貸出期間)

第5条 福祉用具等の貸出期間は、次のとおりとする。

- (1) 介護福祉用具 2ヶ月
- (2) 福祉教育用具 1ヶ月
- (3) 地域福祉用具 1週間以内
- (4) 育児用具 2週間以内

但し、介護福祉用具に限っては、3回まで更新できるものとする。それ以降の更新を希望する者は、会長が適当と認める場合とする。

(貸出の制限)

第6条 福祉用具等の使用目的が次のいずれかに該当するときは、貸出を行わない。

- (1) 営利的な目的に利用する恐れがあると認められた場合
- (2) 福祉用具等の利用が長期に及ぶ恐れがあると認められた場合
- (3) その他貸出が適当でないとして認められる場合

(貸出物品の備品登録抹消と譲渡)

第7条 第2条第1号の介護福祉用具の耐用年数が経過したものについては、本会の備品登録を抹消することができるものとする。

2 本会が所有する物品の有効活用を図り、地域住民が住みなれた町で安心して暮らしていく事の一助となることを目的とし、備品登録抹消の福祉用具の中で使用できるものについては譲渡することができるものとする。

3 譲渡対象者は日出町に在住し、福祉用具の利用継続が必要であり、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 申請時に、譲渡を希望する福祉用具を本会福祉用具貸出物品より貸出しており、その期間が1年以上を経過しているもの
- (2) 生活保護受給者でないもの
- (3) 対象者の居住区民生委員が譲渡必要と判断するもの、もしくは本会のアセスメントにより、現に生活が困窮し譲渡が必要と判断されるもの
- (4) その他、相談に応じて本会の会長が適当と認めるもの

4 福祉用具の譲渡を受けようとするものは、申請書(様式第2号)を会長に提出しなければならない。

5 受領完了後の当該福祉用具の修繕、処分等について一切の責任は受領者側で負うこととする。

(転貸の禁止)

第8条 使用者は、貸出を受けた福祉用具等を転貸してはならない。

(使用料)

第9条 福祉用具等の利用料は無料とする。

(福祉用具等の故障及び故障に伴う賠償)

第10条 使用者は、貸付を受けた福祉用具等を損傷し又は紛失した場合、速やかにその旨を会長に届けなければならない。

(1) 前項の損傷又は紛失の理由が、使用者の管理が不十分なため生じたものである場合、会長は当該使用者に対し、損害の実費を弁償させることができる。

(2) 利用者は、福祉用具等の利用に際して、事故が発生した場合、あらゆる損害について一切の賠償権を本会に対して行使しないものとする。

(福祉用具の返還)

第11条 福祉用具等の利用者は、次の各号に該当する場合は、速やかに福祉用具等を返還しなければならない。

(1) 町外に転出するとき

(2) 福祉用具等の利用を中止するとき

(その他)

第12条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年7月1日から施行する。